

どんな人	申請先	制度名	条件など
29.介護費がかさんだ人	市町村の窓口 (約1か月)	高額介護サービス費制度	自己負担上限額が月2万4600円に(住民税非課税世帯の場合) 1か月の介護サービスの利用料が一定額を超えると超過分が払い戻される。上限は収入で変わる
30. 介護費の支払いが難しい人	市町村の窓口 (認定証発行まで1週間程度)	介護保険負担限度額の認定	介護保険施設などの食費・居住費負担が軽減 住民税非課税世帯で、預貯金などの資産が夫婦で2000万以下(単身者は1000万以下)自己負担上限は所得などで異なる
31. 医療費と介護費がかさんだ人	加入している健康保険 (3~4か月程度)	高額医療・高額介護合算療養費制度	自己負担上限額が年31万に (70歳以上の住民税非課税世帯の場合) 1年間に払った医療費と介護費の合計が一定額を超えると超過分が払い戻される。上限は年齢と収入で変わる
32. 訪問介護サービスを依頼している人	税務署 (確定申告後、1~2か月程度で還付)	医療費控除 (介護保険)	最大200万円が控除 入浴、排せつ、食事などの訪問介護サービスの自己負担額から保険などで補填される金額などを差し引いた額が控除される
33. 介護のために仕事を休んだ人	ハローワーク (支給決定日から1週間程度)	介護休業給付金 (雇用保険)	平均日額賃金×67%×支給日数 2週間以上にわたり常時の介護を必要とする状態にある家族を、介護するために休業した人、介護休業開始前の2年間に12か月以上の被保険期間が必要
34. 介護のために自宅をリフォームした人	市町村の窓口 (1~2か月程度)	高齢者住宅改修費用助成制度(介護保険)	自宅改修費×90% (最大18万円) 手すりの取り付けや、玄関、住宅内の段差の解消などの自宅改修工事を行う場合、補助金が出る、要支援・要介護認定を受けている必要がある
35. 住宅ローンを組んでバリアフリー工事をした人	税務署 (確定申告後、1~2か月程度で還付)	特定増改築等住宅借入金等特別控除	所得税が最大62.5万円控除 50歳以上の方が住む住居で、5年以上のローンを組むなどの条件を満たすと、所得税が最大5年間控除される
36. 自宅介護のために介護用具を購入した人	市町村の窓口 (1~2か月程度)	特定福祉用具販売 (介護保険)	1割負担で購入可能に (上限年10万円) 要支援・要介護認定を受けた人を自宅で介護するために必要な用具を購入した場合
37. 紙おむつなど消耗品の負担が大きい人	市町村の窓口 (申請した翌月)	自治体の助成金	自己負担が1割に (月8400円まで、東京千代田区の場合) 要支援・要介護認定を受けた人を介護するための消耗品の購入に補助がでる。尿取りパッドや使い捨て手袋など対象は自治体によって異なる

0800-200-5757 (無料通話・相談)

相談窓口：子どもSWステーション

098-996-3402 (支援員・公的機関)